



令和6年4月2日  
午後1時

## 一関市国際交流活動支援補助金の申請を受け付けます

市は、国際化の促進および多文化共生のまちづくりの推進のため、国際交流または多文化共生の推進を図ることを目的とした事業に対し、補助金を交付します。

### 1 対象者

市民または市内に活動拠点を有する団体もしくは法人で組織する団体。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業を行う団体
- (2) 政治活動または宗教活動を目的とする事業を行う団体
- (3) 構成員数が5人未満の団体
- (4) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第4号に規定する暴力団員などまたは暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係が認められる団体
- (5) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める団体

### 2 対象事業

- (1) 国際交流推進事業 本市に居住し、または通勤もしくは通学をする外国籍の住民（以下「外国人市民など」という。）と市民との交流会の開催など国際交流を推進する事業
- (2) 在住外国人支援事業 外国人市民などを支援する事業
- (3) 日本語教室事業 外国人市民などに対し日本語学習（1回当たり60分以上のものに限る。）の機会を提供する事業
- (4) 外国からの招へい事業 外国人と市民の交流を目的としたもので、市内の一般家庭に一時的に滞在（1週間を限度とするものに限る。）し、その家庭の一員として生活するとともに、日本文化の体験または市内の学校、企業などとの交流などを行う事業

### 3 補助対象経費および補助率

事業区分	対象経費	補助金の額
国際交流推進事業	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、賃借料、委託料その他市長が認める経費	対象経費の3分の2以内の額とし、10万円を限度とする。
在住外国人支援事業	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、賃借料、委託料その他市長が認める経費	対象経費の3分の2以内の額とし、10万円を限度とする。
日本語教室事業	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、賃借料、委託料その他市長が認める経費	対象経費の5分の4以内の額とし、日本語教室の開催回数に4千円を乗じて得た額を限度とする。
外国からの招へい事業	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、賃借料、委託料その他市長が認める経費	対象経費の10分の10以内の額とし、100万円を限度とする。

### 4 その他

補助金の利用については、事前に交流推進課まで相談してください。

問い合わせ先 一関市役所  
 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
 まちづくり推進部交流推進課 交流推進係 菅原 優  
 電話：(0191) 21 - 8194 FAX：(0191) 23 - 4850  
 メールアドレス：koryu@city.ichinoseki.iwate.jp

## 一関市国際交流活動支援補助金交付要綱

### (目的)

第1 国際化の促進及び多文化共生のまちづくりの推進のため、国際交流又は多文化共生の推進を図ることを目的とした事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で、一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

### (補助の対象)

第2 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市民又は市内に活動拠点を有する団体若しくは法人で組織する団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業を行う団体
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行う団体
- (3) 構成員数が5人未満の団体
- (4) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係が認められる団体
- (5) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める団体

### (補助対象事業)

第3 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 国際交流推進事業 本市に居住し、又は通勤若しくは通学をする外国籍の住民（以下「外国人市民等」という。）と市民との交流会の開催等国際交流を推進する事業
  - (2) 在住外国人支援事業 外国人市民等を支援する事業
  - (3) 日本語教室事業 外国人市民等に対し日本語学習（1回当たり60分以上のものに限る。）の機会を提供する事業
  - (4) 外国からの招へい事業 外国人と市民の交流を目的としたもので、市内の一般家庭に一時的に滞在（1週間を限度とするものに限る。）し、その家庭の一員として生活するとともに、日本文化の体験又は市内の学校、企業等との交流等を行う事業
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が不相当と認める事業は対象としない。

### (対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表第1のとおりとする。ただし、他の団体から補助対象事業に係る補助金の交付を

受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を除くものとする。

(補助事業の経費の配分及び内容の変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の目的や内容の著しい変更
- (2) 補助金の額の変更

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(前金払)

第7 補助金の前金払を請求しようとするときは、国際交流活動支援補助金前金払請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(書類の整備)

第9 補助金の交付を受けた者は、補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿、証拠書類その他関係書類を整備し、補助金の支払いが完了した日の属する会計年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(立入検査等)

第10 市長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対して、必要な報告を求め、当該職員に、その事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は必要な事項を指示することができる。

2 補助対象団体は、前項の規定による場合には、それに応じなければならない。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4関係)

事業区分	対象経費	補助金の額
国際交流推進事業	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、賃借料、委託料その他市長が認める経費	対象経費の3分の2以内の額とし、10万円を限度とする。
在住外国人支援事業	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、賃借料、委託料その他市長が認める経費	対象経費の3分の2以内の額とし、10万円を限度とする。
日本語教室事業	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、賃借料、委託料その他市長が認める経費	対象経費の5分の4以内の額とし、日本語教室の開催回数に4千円を乗じて得た額を限度とする。
外国からの招へい事業	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、賃借料、委託料その他市長が認める経費	対象経費の10分の10以内の額とし、100万円を限度とする。

備考 参加者の旅費は対象経費としない。ただし、外国からの招へい事業については、被招へい者分の旅費、食糧費は対象経費とする。

別表第2（第8関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条の規定による書類	国際交流活動支援補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 団体等に関する調書 4 暴力団排除に関する誓約書 5 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	別に定める
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	国際交流活動事業変更（中止、廃止）承認申請書 収支予算書	第4号 第3号	変更（中止、廃止）の事由の生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	国際交流活動支援補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 事業の写真 4 その他市長が必要と認める書類	第5号 第2号 第3号	別に定める

様式第1号（別表第2関係）

年 月 日

一関市長 様

所在地

名称

代表者

国際交流活動支援補助金交付申請書

年度において、国際交流活動支援補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額 金 円

様式第2号（別表第2関係）

事業計画（実績）書

(1) 国際交流推進事業

事業名	予定（実施）年月日 及び回数	内容

(2) 在住外国人支援事業

事業名	予定（実施）年月日 及び回数	内容

(3) 日本語教室事業

教室名	予定（実施）年月日 及び回数	内容

(4) 外国からの招へい事業

事業名	予定（実施）年月日 及び回数	内容



収支予算（精算）書

(1) 国際交流推進事業

収入の部 (単位:円)

区分	予算額	精算額	摘要
市補助金			
自己資金			
その他の収入			
合計			

支出の部 (単位:円)

区分	予算額	精算額	摘要
合計			

(2) 在住外国人支援事業

収入の部 (単位:円)

区分	予算額	精算額	摘要
市補助金			
自己資金			
その他の収入			
合計			

支出の部 (単位:円)

区分	予算額	精算額	摘要
合計			

(3) 日本語教室事業

収入の部

(単位:円)

区分	予算額	精算額	摘要
市補助金			
自己資金			
その他の収入			
合計			

支出の部

(単位:円)

区分	予算額	精算額	摘要
合計			

(4) 外国からの招へい事業

収入の部

(単位:円)

区分	予算額	精算額	摘要
市補助金			
自己資金			
その他の収入			
合計			

支出の部

(単位:円)

区分	予算額	精算額	摘要
合計			

(5) 国際交流活動支援補助金申請額

(単位:円)

国際交流推進事業	在住外国人支援事業	日本語教室事業	外国からの招聘事業	合計

添付資料

事業(実績)の詳細が分かる資料

様式第4号（別表第2関係）

年 月 日

一関市長 様

所在地

名称

代表者

国際交流活動事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった国際交流活動事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて、承認を申請します。

変更等事由発生年月日	
変更（中止、廃止）の内容	
変更（中止、廃止）の理由	

備考

- 1 変更前と変更後を容易に比較対照できるように、適宜工夫して記載すること。
- 2 添付書類は、変更内容が容易に比較できるように変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第5号（別表第2関係）

年 月 日

一関市長 様

所在地  
名称  
代表者

国際交流活動支援補助金請求（精算）書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった国際交流活動支援補助金について、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金を請求します。

補助金請求額	金	円
補助金交付決定額	金	円
前金払受領済額	金	円

補助金の振込先

金融機関名	(銀行・信用金庫・農協)	支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通・当座		

(注) 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金を請求」を「精算」と記載すること。

様式第6号（第7関係）

年 月 日

一関市長 様

所在地  
名称  
代表者

国際交流活動支援補助金前金払請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった国際交流活動支援補助金について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

補助金交付決定額 金 円  
既受領済額 金 円  
今回前金払受請求額 金 円

補助金の振込先

金融機関名	(銀行・信用金庫・農協)	支店名	
(フリガナ)			
口座名義			
口座番号	普通・当座		